

「若桜町地域おこし協力隊」（農業振興に係る支援） 隊員 募集要領

若桜町の農業を取り巻く環境は、高齢化やそれに伴う耕作放棄地の増加、担い手不足、農業資材等の維持管理の負担増加による収益性の低下など中山間特有の多くの課題に直面しています。

こうした中で、荒廃農地発生を防ぐ目的で、古くから受け継がれてきたエゴマの在来種を用いて、転作田や遊休農地でエゴマの栽培にも取り組みながら、町整備のエゴマ搾油加工施設や精米施設を活用し、新たな加工品や商品開発、販路開拓などの取り組みを行い、稲作とエゴマを核とした健康で元気な町づくりを目指した農業振興に取り組んでおります。

若桜町では、こうした農業振興の取り組みを推進する担い手の育成と新商品・新サービスの開発等の実施にあたっての人材確保を図るため、農業の活性化に意欲のある都市住民を地域おこし協力隊員として、一定期間以上これらの業務に従事していただきながら、定住・定着を図りつつ、新たな地域力の維持活性化に資する担い手として期待し、農業振興に係る地域おこし協力隊員を募集するものです。

1 募集人数

2名

2 応募資格

- (1) 年齢が令和6年4月1日現在で18歳以上の者
- (2) 性別及び学歴は不問
- (3) 次に該当しない者
 - ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 若桜町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない者
 - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (4) 都市地域（総務省が地域おこし協力隊として応募要件に定める別添「特別交付税措置に係る地域要件確認表」参照）に現在居住しており、採用決定後に若桜町に住民票を異動し、最低限一年以上の期間若桜町内に居住する者
- (5) 地域住民として、地域活動に積極的に参加できる者
- (6) 普通自動車運転免許（AT限定免許を除く。）を持っている者
- (7) パソコンで文書作成及び表計算ソフトが活用できる者
- (8) 若桜町での農業振興の活動に熱意をもって取り組める者

3 業務・活動内容等

- (1) 有限会社若桜農林振興が行う農業活動を通じた研修・支援業務
- (2) 町営施設（エゴマ搾油加工施設・精米施設）での研修・支援事業
- (3) 上記（1）（2）に付随する農業振興（生産、加工、販売）に係る支援事業

4 雇用形態

若桜町地域おこし協力隊員として若桜町長が任用します。
身分上の扱いが「会計年度任用職員」となります。

5 任用期間

任用の日から令和7年3月31日まで

（ただし、活動状況等を勘案して、翌年度に再度任用する場合があります。＊ 最初の任用の日から最長3年）

{任用後1ヶ月間（原則）は、条件付採用期間（試用期間）です。}

6 勤務条件等

- (1) 勤務日・勤務時間等：勤務時間は1週間当たり35時間とします。次の各号に該当する日は基本的には勤務を要しません。なお、週休日に勤務又は繁忙期等で週35時間を超える場合は、別の週に振り替え調整します。
- ① 休日：12月30日から翌年1月5日まで
 - ② 週休日：日曜日及び月曜日
 - ③ その他指定する日
- (2) 報酬等：毎月21日（休日または土日に該当する場合は、その日前において直近の休日または土日でない日）に支給します。
報酬額：175,300円/月
- (3) 諸手当：期末手当
※任期が6ヶ月以上ある場合に支給されます。
※採用日により最初の支給月・支給額は異なります。
※(2)(3)ともに所得税、社会保険料等の本人負担分が差し引かれます。
- (4) 社会保険等：厚生年金、共済組合、雇用保険に加入していただきます。
- (5) 休暇制度：次の①及び②のとおりです。
- ① 有給休暇 週あたり所定労働時間または年間の勤務日数に応じて付与します。ただし、病気等の理由により勤務しない場合は、その勤務しない全時間について報酬を減じます。
 - ② 特別休暇等 有給：夏季休暇、産前・産後休暇、結婚休暇、忌引休暇等
無給：子の看護休暇、病気休暇、育児休業等
- (6) その他：業務に必要な資格取得や研修等の経費を負担します。地方公務員法の対象であり、人事評価制度、懲戒処分等の対象となります。営利企業への従事等（アルバイト等）は可能ですが、職務専念義務や信用失墜行為の禁止の服務規律は適用されます。

7 住居

若桜町等の情報提供により住居地を決めていただきます。住宅借上料、光熱水費、通信費、燃料費、生活必需品等は本人負担となります。なお、住宅借上料は町が予算の範囲内で負担する場合があります。

8 勤務地

原則として町内で勤務していただきます。

9 応募・選考方法等

- (1) 応募方法
若桜町地域おこし協力隊隊員応募用紙にご記入のうえ、履歴書を添付し、若桜町経済産業課へ郵送又は御持参ください。応募は随時受け付けます。ただし、定員になり次第応募は締め切ります。
- (2) 選考
書類及び面接による審査を行います。（※応募の秘密は守られます。）
- ① 一次審査（書類審査）
「若桜町地域おこし協力隊（農業振興部門）隊員応募用紙」
「市販の履歴書（JIS規格形式A4サイズ）」
応募書類により審査を行い、審査結果は審査終了後、ご本人へお知らせします。
 - ② 二次審査（面接による審査）
若桜町内の会場で面接審査を行い、最終選考結果をご本人へお知らせします。
面接は随時行うこととし、応募者と協議調整のうえ面接日を決定します。

10 お問い合わせ

若桜町役場 〒680-0792 鳥取県八頭郡若桜町若桜801番地5

経済産業課（担当：大石風真）

電話：0858-82-2238

ファクシミリ：0858-82-0134

電子メール：keizai@town.wakasa.tottori.jp

企画政策課（担当：武田佳菜絵）

電話：0858-82-2231

ファクシミリ：0858-82-0134

電子メール：kikaku@town.wakasa.tottori.jp

[特別交付税措置に係る地域要件確認表はこちら（総務省ホームページへ）](#)